

14外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年5月2日

福岡市監査委員 石 村 一 明
同 宮 本 秀 国
同 高 橋 宏 和
同 上 野 寛

[監査結果に対する措置通知文]

総 人 第 6 0 号

平成14年4月10日

福岡市監査委員 石 村 一 明 様
同 宮 本 秀 国 様
同 高 橋 宏 和 様
同 上 野 寛 様

福岡市長 山 崎 広 太 郎

包括外部監査の結果に対する措置報告について

地方自治法第252条の38第6項の規定により監査結果について措置を講じたので下記のとおり通知します。

福岡市公報平成12年3月23日第4772号（別冊2）公表分

第1 平成10年度の福岡市住宅供給公社の事業に係る出納その他の事務の執行について
（指摘事項）

一般管理費の各事業（「分譲」「管理」「附帯」）ごとの負担割合について、「公社原価計算基準」と異なる基準を採用するのであれば、その根拠を明確にし、規程等に明文化すべきである。また、採用する具体的な配分基準についても会計処理要領等の形で明文化することが望ましい。

（講じた措置）

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて原価計算基準を定めた。

（指摘事項）

配賦計算を行う際には全ての共通経費について重複、脱漏なく、一定の基準に従って継続的に処理することが必要である。

（講じた措置）

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて原価計算基準を定め、的確に配賦することとした。

(指摘事項)

分譲資産原価及び管理原価の計算における各計算単位への割掛経費配賦基準について、公社原価計算基準と異なる配賦基準を用いているが、そのような基準を用いる根拠を明確にし、規程等により明文化する必要がある。

(講じた措置)

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて原価計算基準を定めた。

(指摘事項)

損害引当金は、具体的な計算基準や「損害」の内容についても具体的な基準がないため、現状で残高について妥当であるか否かを判断する根拠がない。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金として整理することとした。

(指摘事項)

空家貸倒引当金は、事業目的で設定されており、事業目的以外の事由で生じた営業外損益の赤字補填に使用されることは、一種の目的外取崩であると考えられる。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金として整理することとした。

(指摘事項)

修繕引当金は、適正残高の基準は示されていない。また、現状では修繕に係る計画が策定されておらず、今後の執行見込額が不明である。今後の執行見込額に基づく適正な残高の基準を明確化することが望ましい。

(講じた措置)

平成14年2月に策定した本社ビルの長期修繕計画に基づき、必要な計画修繕引当金を計上することとした。

(指摘事項)

災害復旧引当金については、「地方住宅供給公社会計基準及び原価計算基準実施要領」に定めた引当目標として定める方法又は引当限度額として定める方法のうち、いずれの方法を選択するのか及び同基準でいう「一定割合」をどうするのか等を確認する必要がある。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金及び利益剰余金として整理することとした。

(指摘事項)

繰入金額の基準は規程上明示されていない。また、取崩の要件及び基準に関する規定はない。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金及び利益剰余金として整理することとした。

(指摘事項)

将来の執行見込みを定期的に見直し、不要と判断された部分については準備金とするなど、何らかの処理を行うべきである。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金及び利益剰余金として整理することとした。

(指摘事項)

レークヒルズ野多目の間接経費引当金は、過年度残高が無いにも係わらず、平成10年度に取崩が発生しているが、団地別に見積を行うという、現在の繰入(取崩)方法に照らして明らかに不合理である。また、この取崩は公団地の残高から行われており、これは一種の目的外取崩と考えざるを得ない。

(講じた措置)

当該引当金を廃止し、特定準備金及び利益剰余金として整理することとした。

(指摘事項)

ナイスティ香椎浜に係る建設補助金は、収益として損益計算に加えるべき性格のものではなく、経常的に維持すべき資本取引と考えるのが妥当であり、資本剰余金として処理すべき性格のものと思われる。

(講じた措置)

平成12年度決算において資本剰余金として処理した。

(指摘事項)

ナイスティ香椎浜に係る減価償却に係る表示に関しては、資産の取得価格から減価累計額を控除計算される形での間接法により記載されており、直接償却法により行うという会計規程に沿った処理がなされていない。

(講じた措置)

従前より公社会計規程に沿った処理を行っているが、規程を改正し、有形固定資産の減価償却は間接償却法により行うことを明文化した。

(指摘事項)

平成10年度の借上賃貸住宅管理収支の赤字部分は、空家貸倒引当金14,486千円を取崩して充当しているが、事業にかかる収支の状況を損益計算書に正確に反映させるためには、将来発生するであろう損失(リスク)に備え、これに対する引当金についても当該事業区分の中で引当計上する必要がある。

(講じた措置)

会計基準の改定に合わせて、損益を明確に記載するとともに、リスクに備え新たに準備金を設けることとした。

(指摘事項)

分譲住宅リフォーム事業では実質的に3,793千円の損失が発生している。事業の位置付けを明確にし、損益構造を再構築する必要がある。

(講じた措置)

会計基準の改定に合わせて、リフォーム事業の損益を明確に記載することとした。

(指摘事項)

駐車場の料金体系については、同一場所で単価に差を持たせるような場合については、規程を明確にした上で実行することが望ましい。

(講じた措置)

利用料金は、市の条例、規則に基づき市長の承認を得て公社が決定することとしたため、承認申請の中で同一単価に差を持たせる理由を明確にした。

(指摘事項)

駐車場に係る預り保証金は、3ヶ月分を徴収することが望ましい。今後統一的に運用するとともに、過去に生じた差異は、「駐車場管理規程」への準拠性を再確認すべきである。

(講じた措置)

駐車施設管理規定の保証金に関する条項を改正し、差異が生じないようにした。

(指摘事項)

駐車施設管理事業の原価見返勘定があまりに累積する場合は、原価要素を見直すべきである。また、将来的には受託事業全体の枠組みを再考し、たとえば駐車場施設管理事業を市営住宅管理受託事業と一体化させるなどの方策をとることも考えられたい。

(講じた措置)

原価見返勘定については、平成11年度決算において、執行予定のない226百万円を事業外に計上処理した。また、当該原価見返勘定は廃止し、利益剰余金として計上した。

(指摘事項)

長期事業未収金のうち、回収不能と認められる債権については、時効完了まで管理するとしても、会計上は備忘価額まで欠損処理することが妥当であると考えられる。

(講じた措置)

長期事業未収金については平成11年度決算において欠損処理を行った。

(指摘事項)

未収家賃の管理のうち回収不能と認められる額については、備忘価額を残し、欠損処理することが適当であり、また常に、一定時点での残高内容が明らかになるような

システムの構築が望まれる。

(講じた措置)

未収家賃については、早期回収に努めるとともに、残高内容が明らかになるようなシステムを構築した。

第2 平成10年度の福岡市下水道事業について

(指摘事項)

過少申告分調定後の下水道使用料も全額は納付されておらず、この分だけでも優先して回収する必要がある。

(講じた措置)

実効性のある滞納処分の方法等を検討し、金銭の取り立てが容易な預金及び商取引上の債権を順次差押え、取り立てた金銭については、過少申告調定後の未収金に優先的に充当した。

(指摘事項)

これ以上の債権額の増加を回避すべく、法的措置を含めた適切な処置をとることが必要である。

(講じた措置)

実効性のある滞納処分の方法等を検討し、金銭の取り立てが容易な預金及び商取引上の債権を順次差押え、取り立てた金銭については、過少申告調定後の未収金に優先的に充当した。

(指摘事項)

現場従業員に対する役員数は一般事業会社の状況を勘案して見直しの必要があるのではないかとと思われる。

(講じた措置)

現場従業員に対する役員数については、類似事業者等の状況を反映した人数を措置することとして、平成14年度から年次的に改善することとした。

(指摘事項)

役員手当(時間外手当)が計上されているが、通常、役員に時間外手当を支出することはなく削除すべきである。

(講じた措置)

役員手当(時間外手当)については、従来から「管理職手当」として計上しており、今後は誤解を招くことのないよう表現を変更することとした。

(指摘事項)

役員の調整手当は役員手当まで算定の基礎とされており、役員手当の部分は削除すべきである。

(講じた措置)

役員手当(時間外手当)については、従来から「管理職手当」として計上しており、
今後は誤解を招くことのないよう表現を変更することとした。

(指摘事項)

役員は退職積立金の対象者に含まれないと思われる。

(講じた措置)

役員の退職積立金については、中小企業退職金共済法に基づき、計上しないことと
した。

(指摘事項)

「下水道敷台帳」(管渠用地)と「固定資産整理表」との照合が行われていないた
め差異が生じている。「固定資産整理表」への一本化が望まれる。

(講じた措置)

「下水道敷台帳」(管渠用地)と「固定資産整理表」との差異を是正し、「固定資産
整理表」への一本化を行った。

(指摘事項)

「固定資産整理表」と「土地台帳」とに差異があり、その結果、「貸借対照表の土
地勘定残高が現物を正確に反映している」とは判断できない。

(講じた措置)

「固定資産整理表」と「土地台帳」との照合を行い、差異を是正した。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置報告

福岡市公報平成12年3月23日第4772号(別冊2)公表分

(意見)

公社会計規程では、公社の会計事務執行にあたり、公社会計基準にしたがう旨の規
定はなく、また、商法第32条第2項のいわゆる斟酌規程に相当する規定も置かれてお
らず、公社会計基準は一定の規範として機能している。そこで、公社会計基準の位置
付けを明確にするために、会計基準への準拠に関しての明文規定を置くことが望まし
い。

(講じた措置)

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて、会計規程の改正を行い、位置づけ
を明確化した。

(意見)

公社の会計は適正残高に関する規定がないこと、あるいは、債権管理に際して、残
高を示す元帳が作成されていないこと、など、残高管理に十分でない点が見受けられ
る。今後は、残高管理について改善していくことが必要と思われる。

(講じた措置)

債権残高管理用の台帳・補助簿については整備しており、会計基準の改定に合わせて各引当金を整理することで、残高管理について改善を図った。

(意見)

実際原価を計算し、その価額をもとに分譲価格を決定するという立場をとるのであれば、計算上の原価と会計上実際に発生した原価との調整について明確な規定を設け、価格計算に恣意性の介入する余地を排除することが必要と考える。

(講じた措置)

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて、適正な利息等算入方法についての原価計算基準を定めた。

(意見)

借入金利息の原価算入にあたっては、より厳格かつ明確な規定を設け、算入可能限度額を越えた利息部分は事業年度のコストとして計上することにより、無制限な原価算入を防止する方策をたてるべきである。

(講じた措置)

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて、適正な利息等算入方法についての原価計算基準を定めた。

(意見)

弾力的な会計処理を行い、損益の調整を図ることは、決算報告の意義を損なわせることになることに他ならない。むしろ、公社が長期安定的に公的サービスを提供するためには、損益を明らかにし、経営効率・財務状況の良否についての判断が可能となるような材料を提供する決算報告をする必要があると考える。

(講じた措置)

会計基準の改定に合わせて、平成14年度から損益等を明示した決算報告とした。

(意見)

現行の規程にある減価償却等の方法には実態にそぐわない不合理な一面が存在する。

したがって、賃貸資産にかかる減価償却方法、さらには借入をした場合の減価償却方法も公社会計規程に取り入れ、体系的に十分に整理する必要があると考える。

(講じた措置)

地方住宅供給公社会計基準の改定に合わせて、実態に即した年金法による減価償却と公社会計規程に整理した。